

現 場 説 明 書

本現場説明書は、下記委託業務の入札に参加するものに対して岡山市が委託業務の契約条件等を説明するためのものである。

- 1 委託業務の名称 市道大内田 4 5 号線ほか草刈業務委託
- 2 履行場所 岡山市北区大内田地内
- 3 履行期限 令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで
- 4 業務内容 別冊の設計図書（委託数量総括表）及び仕様書等のとおり
- 5 業務履行方法 受託者は、本委託の実施にあたって、「契約書」、その他関係法令等に準拠し、本現場説明書ならびに監督員の指示に基づき実施すること。
- 6 入札及び契約条件 業務責任者に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 7 特記事項
 1. 作業時期について
1 回目については 契約日から令和 7 年 7 月 3 1 日までの間に、2 回目については令和 7 年 9 月 1 9 日から令和 7 年 1 0 月 2 0 日までの間に作業をすること。ただし、草の伸びる状況により交通の支障となるような場合、または地元の要望があるなどの場合は市監督員の承諾を得て、上記の期間より変更して作業することができる。
 2. 草刈りの範囲について
草刈りの範囲は、通常路肩舗装の端部から 1 mであるが、草刈面積展開図を対象とする。設計どおりでは不具合が生じた場合や地元要望等があれば市監督員と協議すること。
協議なしに作業を行った場合は、設計変更の対象とはならない。
 3. 作業確認について
受託者は、受託期間中の作業について随時監督員の確認を受けるものとする。
現場草刈り作業終了後には、速やかに監督員に連絡すること。刈り残しなどがある場合には再度、作業を指示する。
なお、各回の作業完了時に、着手前・作業中・完了後の写真、草刈面積展開図、面積計算書 等を提出すること。
 4. 安全対策関係について
本委託業務の実施に当たっては、必ず道路使用許可申請を行い、交通誘導員を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意し作業すること。作業計画書で詳細な計画を行い、事前に監督員の承諾を得た後に実施すること。
なお、交通誘導員としてのべ18人を見込んでいるが、道路使用許可における警察との協議において変更が生じたときは、市監督員と協議をすること。

5. 刈草の処分について

- ・ 刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。
再資源化施設 タマタイ産業(株) (岡山市北区御津下田地内)
運搬距離 片道 28.9 k m
 - ・ 野焼きは、絶対行わないこと。
 - ・ 作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。
 - ・ 持ち込む施設を事前に報告すること。
 - ・ 刈草を搬入するときには、持ち込む施設へ事前に確認すること。
 - ・ 岡山市焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター）には、持ち込まないこと。
 - ・ 業務終了後、焼却数量がわかる伝票（原本）を取りまとめて監督員に提出すること。当初見込み数量との異同は設計変更の対象とし、数量は伝票によって確認するものとする。（堆肥等に利用したり、伝票がない場合は処分費分を減じることになるので注意すること）
- ※処分場に持ち込む場合の伝票は「t」で計上すること。

本業務は昨年度実施実績により9.0 tを見込んでいます。

6. その他

草刈り後は早急に後片付けを行うこととし、周辺の田畑、側溝等へ刈草を飛散させた場合は責任を持って処理すること。